

退職組合員に関する規程

鹿児島県学校生活協同組合

2023年8月30日一部改正

(総則)

第1条 この規程は、鹿児島県学校生活協同組法定款第6条第2項に基づき、退職組合員に関する資格並びに管理について定めるものである。この規程で特別に規定しないものは定款に定められた内容とする。

(退職組合員の定義)

第2条 退職組合員とは、この組合の区域内に勤務していた組合員で、退職と同時に法定脱退となった者の内、退職後の「学校生協組合員」意思確認書（以下、確認書という。）を提出し、この組合の理事会がこの組合の事業を利用することが適当として加入を承認した組合員をいう。

(加入基準)

第3条 この組合の区域内に勤務していた組合員であり、退職と同時に法定脱退となり、次の各号に該当する者は、確認書を提出することができる。

- (1) 法定脱退が成立して3ヶ月を経過していない者
- (2) 加入要件を満たしている者
- (3) 事業を継続的に利用する者

(加入申請)

第4条 第3条の加入基準を満たし、退職組合員となろうとする者は、この組合の定める確認書を提出しなければならない。

(加入の承認)

第5条 この組合は、確認書を受理したときは、理事会において加入基準に基づいて承認を行う。

2 理事会は、加入を拒む正当な理由がある場合、あるいは加入基準を満たしていない場合は、加入を拒むことができる。

(出資金)

第6条 退職組合員の出資金は、退職時の出資金を継続する。ただし、10口10,000円に満たない者は、10,000円まで増資しなければならない。

(組合員証)

第7条 組合員証は、鹿児島県学校生協組合員証カード（KGCカード）とし、所有していない者は、確認書と同時に申込書を提出しなければならない。ただし、これにより難しいときは、別に定める退職組合員証を交付することができる。

(利用代金の収納)

第8条 利用代金の収納は、原則としてゆうちょ銀行又は労働金庫の口座振替で行う。

(利用限度額)

第9条 退職組合員の総利用限度額は50万円とし、30万円を超える利用については連帯保証人を必要とする。

(利用代金の滞納)

第10条 口座残高不足等により、この組合の指定期日までに口座振替ができなかった場合は、催告を行い、利用代金を収納できた場合は、通常の利用を認める。

2 この組合の指定期日の属する月の翌月末までに利用代金の収納ができない場合は、催告手数料を含めて請求する。

3 口座振替不能の状態が3ヶ月連続した場合、又は過去1年以内に4回以上正常な口座振替ができなかった場合は、連帯保証人付きの覚書の提出を求め、利用停止とする。

ただし、保険料については各保険会社との個別契約による。

4 今後の正常な支払いが継続できることが確認された場合は、通常の利用を認める。

5 正当な理由により、正常な支払いが困難な場合は、支払期間の猶予を認める。ただしこの場合、金利を含む利用代金残高に現行金利を加算する。

6 前項の措置を受けた者が利用再開を希望する場合は、理事会の承認を必要とする。

(利用停止)

第11条 退職組合員に次の各号に該当する事実が生じた場合は、本人に利用停止を通告し、組合員証の返還を求める。

(1) 退職組合員が自己破産を申し立てた場合

(2) 退職組合員本人の負債、又は債務保証等により、債権差し押さえ等の処分を受けた場合

(3) この組合以外の団体を含む金銭債務に関して信用失墜行為が確認された場合

(4) 以前利用停止となった者及び支払期間の猶予措置を受けた者が支払滞納した場合

(5) その他利用停止とすべき正当な事由が生じた場合

2 前項に該当する退職組合員に、この組合の債務がある場合は、法的措置を講じ、債務の一括返済を求める。

(団体保険の取扱い)

第12条 退職組合員の滞納金額等に保険料等が含まれる場合は、保険契約失効の恐れがあることを本人に通知する。

2 前項の退職組合員が第10条第3項～第5項及び第11条に該当する場合は、当該退職組合員の保険契約を団体扱から除外する。

(相殺措置)

第13条 第11条各号に該当する退職組合員の出資金は、債務との相殺等の措置をとることができる。

(継続確認)

第14条 この組合は、退職組合員に対して少なくとも1年に1回は退職組合員としての継続の意思確認を行う。

(組合員資格の喪失)

第15条 この組合は、組合員が定款に定めるもの以外に次の各号に該当する場合は、組合員資格を喪失したものとし、脱退とする。脱退に際しては、みなし自由脱退の手続きをとることとする。

- (1) この組合の事業を正当な理由がなく、2年間利用しない場合
- (2) この組合からの郵便物等が届かず、住所等が不明の場合
- (3) 第12条第2項に該当した場合

(事業の制限)

第16条 この組合は、事業の内容・性質等により退職組合員に対し、費用の負担を求め、又は事業の提供の中止をすることができる。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則 (2016年10月3日第4回理事会により一部改正)

この規程は、2017年1月1日から施行する。

附則 (2023年8月30日第3回理事会により一部改正)

この規程は、2023年8月30日から施行する。